

これまでの取組み経過及び今後の予定について

1. 改訂版策定に係るこれまでの取組み経過

- 令和4年 2月10日：令和3年度第2回審議会（改訂に係る基本的な考え方について）
 3月29日：令和3年度第3回審議会（改訂に係る基本方針について）
 5月20日：令和4年度第1回審議会（改訂版骨子案について）
 6月17日：市議会（令和4年第2回定例会総務企画委員会協議会）における報告
 10月6日：令和4年度第2回審議会（改訂版素案について）
 ※各審議会に先立ち、庁内会議（公共施設マネジメント推進本部会議）にて内容を検討

2. 市議会（令和4年第2回定例会総務企画委員会協議会）における主な意見等

(1) 質問及び市の答弁

質問	答弁
審議会において、計画の基本目標「延床面積の70%までの縮減」について、どのような意見があったのか。	基本目標について、審議会では意見はなし。なお、審議会として南松尾はつが野学園を視察した結果、良好な児童・生徒の教育環境に寄与し、学校施設の最適化にも繋がるのではないかと意見があった。また、全ての中学校区において、施設一体型義務教育学校を選択肢のひとつとすることについても、期待と賛同の意見があった。
今後不足する更新費用の試算結果から基本目標を設定しているが、どのぐらいの金額になるのか。	現在の施設を同規模で維持する場合、更新費用に年間「約57億円」が必要となる見込みで、直近10年間の建設事業費の平均が年間「約42億円」であることから、金額にして年間「約15億円」が不足する。
今後予定している取組みを実施した場合でも、基本目標達成のためには更に12%の延床面積削減が必要な状況である。これらを削減するために、具体的なロードマップはあるか。	現時点では目標達成に向けての具体策はないが、施設一体型義務教育学校導入の検討や、その他の公共施設における、施設の複合利用や機能を維持した形での民間への譲渡等、様々な方策を検討し、目標に近づけていきたい。
基本目標の数値が適正か判断する上で、基本目標達成の見通しは。	残り約65,000㎡の縮減に向けて、仮に、全校区で施設一体型義務教育学校を導入した場合、約60,000㎡の縮減となるが、全校区での導入は決定事項ではなく、本計画期間内に全校区での導入は困難と考えている。そのため、現時点においては、対象施設を決定せず、市民サービスは維持しながら、財政負担を軽減する方策を検討していく。
今後の進行管理はどのように行っていくのか。	今回の改訂を通じて施設ごとの見通しが整理されたため、今後は計画通り進捗しているか確認するため、定期的な調査や、必要に応じてヒアリングを行う等、今後検討していく。

質問	答弁
今回の改訂では、残り 12%の縮減に向けた具体的な内容は示されていないが、今後、目標達成のため、次の計画改訂はどのように考えているのか。	計画期間 30 年間で 10 年ごとでの改訂を基本と考えるが、国からは不断の見直しを求められており、今回は 5 年を経過した時点で改訂を行った。今後も個別施設計画の内容や、進捗状況に応じて改訂を行う予定。

(2) 意見

意見内容	意見に対する考え方
現状では、目標達成の実現性に疑義を感じるところがあり、今後の取組みのなかで、目標達成が難しい場合の備えとして、道路等のインフラ施設のあり方も深める議論もしていく必要がある。	インフラ施設についても、現骨子案に「更なる民間活力の活用等により、維持管理・更新に係るコストの抑制に努める」としており、ESCO 事業の導入等、ライフサイクルコスト抑制に努めることとして、意見と同内容の方針を整理している。
基本目標の達成は非常に厳しいと思っている。学校施設については、人口規模の減少によって、縮減しうる施設だと思うが、施設の性質上、闇雲に減らしていいものでもない。どの施設をターゲットにするのが重要で、そのなかでも市営住宅については、1,189 戸まで減らす方向ではあるが、市の補助金制度などによる代替により、再度検討の余地があると考えており、残り 12%の縮減を行うためには市営住宅の更なる検討も要素の 1 つとして取組みを進めることが重要である。	目標達成に向けて、今後、市営住宅のあり方を更に深めていくことは重要であると考えており、このことから現骨子案に、「継続管理を予定している市営住宅については、当面の間は、和泉市営住宅長寿化計画に基づき、施設の維持管理、運営等に取り組みつつ、富秋中学校区等における集約建替え完了後には、施設の老朽化の進捗状況等に鑑み、必要な時期に再度、あり方の検討を進めます。」としている。 今後、他の施設も含め、施設の必要性等について、検討を予定している。

3. 今回の審議会の目的

上記市議会への報告後、人口推移や財政状況等の統計データ等を挿入し、改訂版素案を作成。(計画の主要な部分については、骨子案のとおり)

改訂版素案を基に、パブリックコメントを経て、最終案とする予定であることから、改訂版素案及びパブリックコメント用の概要版について、ご審議いただくもの。

4. 今後のスケジュール

令和 4 年 10 月 17 日～11 月 16 日：パブリックコメント

11 月末頃：庁内会議において、パブリックコメントに対する対応の検討

12 月 7 日：令和 4 年度第 3 回審議会（パブリックコメントへの対応・答申内容の検討）

12 月中旬頃：審議会（会長）から市長へ答申書の提出

12 月末頃：庁内会議において、最終案の決定